

～中期的なトピックス～

■ 「働き方改革」に関わるものが多い ⇒ ・法定福利 ・残業時間規制 ・建設キャリアアップシステム (CCUS) ・電子帳簿保存法

	2019年	2020年	2021年				2022年				2023年	2024年	
			1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月			
市況	業界状況	働き手の不足・紙の文化脱却・ITリテラシー不足・ウッドショック (資材高騰)											
	【政府方針】 DX化推進・コロナ対策 国土強靱化基本法・働き方改革	DX化を積極推進 (デジタル庁設置) + デジタルガバメント計画策定 + 国土強靱化基本法改正											
景気	GDP推移 (予測)	昨年度対比▲4.3%		昨年度対比+4.8%		国土強靱化 (災害対策) に対する予算確保 20年度の骨太方針 (2021年度予算編成の基礎) に明記 ⇒公共工事の予算拡大							
	建設投資額 (予測)	昨年度対比▲3.4%		昨年度対比▲1.7%		建設業許可の要件に社会保険の加入が義務化 ①健康保険 ②厚生年金保険 ③雇用保険 元請に対して社会保険の内訳明示を明示して請求が可能 (法律で元請けは支払が義務化) ⇒法定福利費自動計算 (見積OP)							
建設業	建設業法改正 (新担い手3法)	工期の適正化 2019.9		社会保険加入義務化 2020.10		建設技術者の4段階の能力評価制度 1億円以上の工事で登録原則化 2023年度から公共工事で原則化 ・給与改善 ・週休2日制度の実現 ・若手の定着、新規入職者の確保 ⇒労務データの連携 (WEB勤怠打刻・自動ファイル連携M) ※将来的に							
	電子帳簿保存法改正	改正 2020.10		大幅改正2022.1				電子申請化の推進と同時に工事経歴書や財務諸表といった 許可申請時に提出する書類をインターネット上で公開することも要求					
	収益認識基準			強制適用 2021.4		8%と10%の税率を取引ごとに分ける請求書 (消費税を納めている業者が対象) 一人親方が個人事業主 (免税) はインボイス領収書が発行できないため、 元請けが消費税を支払う 法人事業主 (課税) はインボイス領収書を発行し、消費税を払うため、 元請けは残る消費税を支払う 法人化や法人への仕事依頼増加が進む ⇒インボイス請求書発行対応							
	経営事項審査	・資本金3億円以下または300人以下 の中小企業は従来通りのルール ・300名を超える中堅建設業には 工事規模により適用 ⇒収益認識基準対応 (工事進行基準OP)		改正経営事項審査 2021.4		経営事項審査の電子申請 2022.4							
	CCUS原則化 (全工事) (建設キャリアアップシステム)			利用明細データを領収書の代わりとして使用できるようになり、 タイムスタンプが不要 ・経費処理負担の軽減 ・自宅や外出先でも経費処理が可能 ・印紙代の削減 経理業務の電子化・システム化への意識が高まる ⇒電子化 (BtoBプラットフォーム連携) ⇒どっと原価NEOクラウド									
	適格請求書等保存方式 (インボイス制度)									2023年4月			
	労基法 (36協定) 建設業適用									2023年10月			
Windowsサポート終了					SQL2012				Window	2024年4月			
建設ドットウェブ	どっと原価NEOクラウド・WEB勤怠打刻 (働き方改革・テレワーク)												
	BtoBプラットフォーム連携 (電子帳簿保存法・テレワーク)												
	自動ファイル連携 (働き方改革)												
	法定福利費計上機能 (社会保険加入)												
	収益認識基準対応 (v4.1)												
	Server2012												
	残業上限：月45時間、年間360時間 現場の週休2日の実現を協力後押し 現場勤務者での残業削減が課題 ・人員不足 ・現場担当の業務量が多い ・工期の急な変更 ⇒業務改善 (WEB勤怠打刻・自動ファイル連携M)												